

議第46号

呉市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

呉市いじめ問題調査委員会条例（平成26年呉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">呉市いじめ問題調査委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 呉市教育委員会の附属機関として、 呉市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(任務)</p> <p>第2条 調査委員会は、<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態について、事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を呉市教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p>第4条 略</p>	<p style="text-align: center;">呉市いじめ問題等調査委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 呉市教育委員会の附属機関として、 呉市いじめ問題等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(任務)</p> <p>第2条 調査委員会は、<u>呉市が設置する小学校、中学校等に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）について次に掲げる事態が発生したときは、事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を呉市教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(1) <u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態であって、呉市教育委員会が調査委員会による調査が必要と認めるもの</u></p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p>第4条 略 <u>(臨時委員)</u></p> <p>第5条 <u>特別な事項を調査させるため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識経験を有する者のうちから呉市教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別な事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p>

第5条 略

(会議)

第6条 略

2 調査委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

第8条・第9条 略

第6条 略

(会議)

第7条 略

2 調査委員会は、必要に応じ、委員及び議事に関する臨時委員（以下「委員等」という。）以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 委員等及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

第9条・第10条 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

呉市いじめ問題調査委員会の任務を追加する等の規定の整備をするため、この条例案を提出する。